

**「株式会社八木運送 植木安定型最終処分場拡張事業に係る
環境影響評価方法書」に関する
熊本県環境影響評価審査会意見**

「株式会社八木運送 植木安定型最終処分場拡張事業に係る環境影響評価方法書」の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全般的事項]

- (1) 環境影響評価の実施に当たっては、これまでの事業者が保有する既存施設に関する調査データを十分活用して行う必要がある。
- (2) 事業実施による環境影響を的確に把握するためには、事業実施前に事業実施区域とその周辺の現状を正確に調査しておき、必要に応じ工事中及び供用後に継続的な監視(モニタリング)調査を実施する必要がある。また、調査の結果、著しい環境影響が認められた場合の対応方針をあらかじめ検討し、その内容を準備書に記載する必要がある。
- (3) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価項目及び手法の選定に係る新たな事情が生じた場合、必要に応じ、選定項目及び手法の見直しを行い、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

[施設計画]

- (1) 最終処分場の貯留えん堤の設計に当たっては、事業実施区域周辺の地下水の水位や流向を十分調査のうえ、安定計算を行うこと。
- (2) 事業実施区域に流入した雨水による浸透水は、貯留えん堤に大きな影響を及ぼすことから、浸透水の集排水管の設置計画にあたっては、適切な排水構造等に十分留意する必要がある。
- (3) 沈砂池や雨水調整池の容量、構造等の適切な設置計画を図り、土砂流出に伴う河川の水質汚濁防止に十分留意する必要がある。
- (4) 貯留えん堤法面の設計にあたっては、土質調査などを行い、雨水による浸食を防止するように努める必要がある。

[水環境]

- (1) 集中豪雨に伴う大量の濁水が、雨水調節池等で十分処理できず放流される場合が考えられること、及び、廃棄物に付着した有機物等の混入による河川や地下水の汚染が考えられることから、「水環境」に係る環境影響評価項目について、選定すべきか検討する必要がある。

水象・水質

- (1) 埋立廃棄物による地下水などの水質汚染を未然に防止し、水質の安全確保を図るためには、雨水浸透水の水質分析による監視が必要である。そのため、分析項目に水素イオン濃度(pH)、電気伝導度(EC)を追加する必要がある。

地下水

- (1) 地下水観測井の位置については、現状の地下水の水位、流向、流速を十分に調査のうえ、本数、深さ等を選定する必要がある。

[土壌に係る環境その他の環境]

地形及び地質

- (1) 事業実施区域の谷間部（廃棄物堆積）及び丘陵鞍部（切土部）における地質断面図（地質層序）を作成し、下層土の特性を把握しておくことは、廃棄物の埋立に伴う、自重による地盤への影響を予測することや、盛土、覆土を適正に行ううえで重要である。
- (2) 農地や樹林地の肥沃な表層土を、貯留えん堤の法面や埋立完了時の地表に利用することは、植物の生育や生態系の回復にとって重要な要素である。このことから、表土の取扱いに十分留意する必要がある。

地盤沈下

- (1) 事業の実施にあたっては、事業実施区域内に国道3号植木バイパス建設計画があることから、廃棄物や覆土などの高盛土による圧密沈下を予測評価し、処分場の機能を確保するように施工する必要がある。

[動物・植物・生態系]

動物

- (1) 処理水の放流先である鏡田川の上下流において、現地調査を実施し、生息する水生生物を確認する必要がある。

植物

- (1) 現地調査においては、植物相についても考察し調査を実施するとともに、身近な生きもの調査の環境指標種をあげてあるが、それらの種がそれぞれ指標としてどのような意味を持つか、十分考える必要がある。

生態系

- (1) 環境影響評価を実施するには、基礎となる調査データに基づく予測・評価が重要である。そのためには、現地調査に基づき、上位性、典型性、特殊性の視点から、十分な考察が必要である。また、その調査対象地域は、必要に応じて、事業実施区域よりも広い範囲に設定することを検討すべきである。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

景観

- (1) 貯留えん堤の設計に際しては、周辺の景観に配慮し、その形状や法面等への植栽などに十分留意する必要がある。

[その他]

- (1) 準備書の作成に当たっては、使用する用語の定義付けを明確に行ったうえで使用するなど、的確な記述に努めること。また、引用したデータや文献等については、正確に編著者、発行年等まで記載して、どの資料等によるものかの出典や根拠を明確にすること。
- (2) 準備書全体の記述に関しては、文書体系を整理して、読みやすい構成とするよう努めるとともに、重要な項目の説明については、関係する各項で詳細に記述し、理解を助ける努力を行うこと。
- (3) 動植物の記載に当たって学術的分類に準拠した表記順とするなど、基本的な記載に誤りのないよう十分留意すること。